



日・カタール租税協定



背景

- エネルギー政策上極めて重要な国（日本にとってLNG輸入相手国第2位，原油輸入相手国第3位）
- カタールにとって日本は最大級の貿易相手国（全輸出の35%）
- 対日投資に関心を持つカタール側から本協定の締結について強い要望あり。
- カタールに支店を有する日本企業やカタールに投資している日本人は，カタールで稼得した所得について，カタールでも課税される。このカタールでの課税は，課税所得の範囲や税率がカタールの国内法改正により変更され得るため，法的に不安定。
- 両国間で脱税・租税回避行為に適切に対処するための税務当局間の情報交換の枠組みがない。



主な内容

二重課税の回避のため，投資先の国（源泉地国）が課税できる所得の範囲・限度税率等を確定。

◆企業等の事業活動による利得（事業利得）【第7条】

- (1) 進出先の国は，相手国企業に対して，恒久的施設（支店等）がなければ課税することができない。
- (2) 課税対象は，恒久的施設に帰属する所得のみに制限。

◆源泉地国での限度税率を設定【第10条～第12条】

配当所得：一般10%，親子会社間5% 利子所得：一般10%，政府等免税 使用料：5%

脱税・租税回避行為の防止のための情報交換等の税務当局間の協力を可能とする。

◆脱税等の防止のための税務当局間での情報交換【第25条】

◆協定の規定の適用に関する紛争の解決のための相互協議手続【第24条】

期待される効果

- 課税範囲や限度税率についての法的安定性や予見可能性が高まる。
- カタールからの投資促進を始め，両国間の投資・経済交流や人的交流促進が期待される。

【経済界からも強い要望あり】

■人口：

約205万人（2013年）

■一人あたりGDP：

100,260米ドル（2013年）

■在留邦人：

970人（2014年7月）

■進出日系企業：

47社（2013年10月）

■進出分野：

石油・天然ガス関連等

（参考）

■カタールは，英，仏，中，韓等58箇国との間で租税条約を締結済み。

■2013年8月に安倍総理がカタールを訪問。
2014年5月にアディーヤ外務大臣が訪日。

■2015年2月，タミーム・カタール首長の来日時
に署名。